

2月16日(木)～3月15日(水)

市民税・都民税の申告はお早めに

問い合わせ

☆市・都民税について…市役所市民税課 ☎ 22-1111
 ☆確定申告・所得税について…青梅税務署 ☎ 22-3185

まもなく平成28年分の収入等を申告していただく市・都民税および所得税の申告受付が始まります。この申告は、29年度の市・都民税を決める重要な手続きですので、該当する方は期間内に必ず行ってください。

市・都民税の申告が必要な方

★平成29年1月1日現在青梅市にお住まいで、次のいずれかに該当する方
 ▼事業所得や不動産所得、生命保険の満期金に係る所得等（給与所得および

市・都民税の申告の必要がない方

① 所得税の確定申告をする方（確定申告の必要の有無については、税務署へ

市・都民税申告書を送付する方

昨年、市・都民税の申告

市・都民税の申告方法

左上の「市・都民税の申告方法」を参照してください。

所得税の還付申告はお早めに

申告期間中は、市役所でも所得税の確定申告を受け

市・都民税の申告方法

申告の方法・受付日時

(1)～(4)の方法で申告することができま

(1) 市役所での申告
 日時 2月16日(木)～3月15日(水) (土・日曜日を除く)・午前8時45分～午後4時
 会場 市役所2階202・203会議室

(2) 市民センターでの申告
 日時・会場 ①2月19日(日) 午前9時～11時30分、午後1時～4時
 ②小曾木市民センター、成木市民センター

(3) 市役所夜間窓口での申告
 日時 2月16日・23日、3月2日・9日の木曜日は、午後7時30分まで市民税課窓口(市役所1階)で受け付けます。

(4) 郵送での市・都民税申告書の提出
 申告書に記入・押印し、

市・都民税の申告に必要なもの

必要書類を添付して、〒198-8701 青梅市市民税課へ郵送してください。

※マイナンバーカードまたは個人番号通知カードの写しと本人確認書類の写しを添付してください。
 ※昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

① マイナンバーカードまたは個人番号通知カード
 ② 本人確認書類(運転免許証等写真付きのものは1点、国民健康保険証等写真なしのものは2点)
 ③ 代理人の場合、代理権の確認できるもの
 ▼委任状や戸籍関係書類または税務代理権限証書等
 ④ 申告書(各申告会場にも

⑤ 認め印(郵送等の場合は必要箇所に押印してください)
 ⑥ 平成28年中の収入が分かる書類(源泉徴収票、収入明細書、その他帳簿等)
 ⑦ 所得控除等の書類(事前にお問い合わせください)

▼障害者控除：身体障害者手帳、愛の手帳等
 ▼社会保険料控除：健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金等の領収書または支払いを証明する書類
 ▼生命保険料控除・地震保険料控除：控除証明書
 ▼寄付金控除：寄付先からの領収書等
 ▼医療費控除：医療費の領

をした方には、2月上旬までに市・都民税の申告書を送付します。同封の「平成29年度市民税・都民税(住民税)申告のしおり」を参考に申告書に必要事項を記入して提出してください。なお、申告書は、市民税課窓口(市役所1階)にも申し出てください。

市・都民税の申告方法

お問い合せください。

市・都民税の申告は、次に該当する方は、市役所では受け付けられませんので税務署で申告してください。

① 土地・建物・株式等の譲渡所得や先物取引による所得を申告する方
 ② 農業、営業等の所得の申告をする方
 ③ 所得税の住宅借入金等特別控除を申告する方
 ④ 青色申告をする方
 ⑤ 消費税、相続税、贈与税の申告をする方
 ⑥ 準確定申告をする方

※そのほかにも27年分以前の申告等、受け付けられない申告がありますので、お問い合わせください。

収入の内容は、給与収入のみですか？
 はい → 年末調整は済んでいますか？
 はい → 勤務先から青梅市に給与支払報告書が提出されていますか？
 はい → 市・都民税の申告は不要です。 ※医療費控除等により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

いいえ → 市・都民税の申告が必要です。 市役所へ

いいえ → 収入は年金のみですか？
 はい → 平成28年中の収入が公的年金(遺族・障害年金等を除く)収入のみで、次の事項に該当しますか？
 ・65歳以上で公的年金収入が155万円以下
 ・65歳未満で公的年金収入が105万円以下
 ※年齢の基準日は、29年1月1日です。
 はい → 確定申告または市・都民税の申告が必要です。ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下かつ公的年金以外の所得が20万円以下の方は確定申告の必要はありません。この場合でも、医療費控除等により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。 税務署または市役所へ

いいえ → どちらかに扶養されていましたか？
 はい → それは、同世帯の親族の扶養でしたか？
 はい → 確定申告は不要です。ただし、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合は、所得税の確定申告または市・都民税の申告が必要です。
 いいえ → 市・都民税の申告は不要です。 ※年金支払者に登録している住所地と住民票上の住所が異なる場合は、申告が必要です。 ※年末調整等の申告で、同世帯の親族に扶養されているかご確認ください。

申告書チェックフロー
 市・都民税の申告が必要かどうか確認してください

公的年金に係る雑所得以外の所得があったが、所得税の確定申告の必要のない方
 ▼青梅市に給与支払報告書を提出していない事業所にお勤めの方
 ▼収入のなかった方(同一世帯の親族の扶養になっ

★29年1月1日現在青梅市以外の市区町村にお住まいで、青梅市内に事業所、事務所または家屋敷をお持ちの方
 市・都民税の申告の必要がない方
 ① 所得税の確定申告をする方(確定申告の必要の有無については、税務署へ

市・都民税申告書を送付する方
 昨年、市・都民税の申告

市・都民税の申告方法
 左上の「市・都民税の申告方法」を参照してください。

所得税の還付申告はお早めに
 申告期間中は、市役所でも所得税の確定申告を受け

収入の内容は、給与収入のみですか？
 はい → 年末調整は済んでいますか？
 はい → 勤務先から青梅市に給与支払報告書が提出されていますか？
 はい → 市・都民税の申告は不要です。 ※医療費控除等により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

いいえ → 市・都民税の申告が必要です。 市役所へ

いいえ → 収入は年金のみですか？
 はい → 平成28年中の収入が公的年金(遺族・障害年金等を除く)収入のみで、次の事項に該当しますか？
 ・65歳以上で公的年金収入が155万円以下
 ・65歳未満で公的年金収入が105万円以下
 ※年齢の基準日は、29年1月1日です。
 はい → 確定申告または市・都民税の申告が必要です。ただし、公的年金等の収入金額が400万円以下かつ公的年金以外の所得が20万円以下の方は確定申告の必要はありません。この場合でも、医療費控除等により所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。 税務署または市役所へ

いいえ → どちらかに扶養されていましたか？
 はい → それは、同世帯の親族の扶養でしたか？
 はい → 確定申告は不要です。ただし、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外の各種控除の適用を受ける場合は、所得税の確定申告または市・都民税の申告が必要です。
 いいえ → 市・都民税の申告は不要です。 ※年金支払者に登録している住所地と住民票上の住所が異なる場合は、申告が必要です。 ※年末調整等の申告で、同世帯の親族に扶養されているかご確認ください。